

## 令和元年度 第1回 男女共同参画審議会 会議録

### ・日時

令和元年8月2日（金曜日）午後2時から4時40分

### ・場所

長岡京市役所 南棟3階 第1委員会室

### ・出席者

川口会長、表副会長、石田委員、岩木委員、尾瀬委員、上子委員、里内委員、武田委員、  
中川委員、長濱委員、西村委員、深澤委員（会長・副会長以下50音順）

### ・欠席者

増田委員

### ・事務局

喜多（対話推進部長）、永田（男女共同参画センター所長）、馬淵（男女共同参画センター  
総括主査）、生田（男女共同参画センター総括主査）、天寅（男女共同参画センター）  
調査業務支援事業者

### ・傍聴者

5名（開会時3名）

### ・案件

- (1) 長岡京市男女共同参画計画及び第7次計画策定に向けて【資料1】
- (2) 令和元年度男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査の実施について  
【資料2】【資料3】【資料4】【参考資料】
- (3) 長岡京市男女共同参画計画第6次計画の進行管理について  
平成30年度進行管理報告書（案）……………【資料5】  
平成30年度事業チェックシート（案）……………【資料6】
- (4) 長岡京市男女共同参画センターの愛称について【資料7】

### ・報告

- (1) 長岡京市男女共同参画施策について  
平成30年度男女共同参画推進課事業報告【資料8】  
平成30年度女性交流支援センター事業報告【資料9】

令和元年度男女共同参画センター事業計画 【資料 10】

(2) 男女共同参画推進条例啓発冊子 Dreams come true 改訂について 【資料 11】

・配布資料

- 資料 1 「長岡京市男女共同参画計画について」
  - 資料 2 「令和元年男女共同参画に関する市民・事業所意識調査の概要」
  - 資料 3 「男女共同参画に関する市民意識調査(案)」
  - 資料 4 「男女共同参画に関する事業所意識調査(案)」
  - 資料 5 「長岡京市男女共同参画計画 第 6 次計画 平成 30 年度 進行管理報告書(案)」
  - 資料 6 「長岡京市男女共同参画計画 第 6 次計画 平成 30 年度 事業チェックシート(案)」
  - 資料 7 「長岡京市男女共同参画センターの愛称について」
  - 資料 8 「平成 30 年度 長岡京市男女共同参画推進課事業報告」
  - 資料 9 「平成 30 年度 長岡京市女性交流支援センター事業報告」
  - 資料 10 「令和元年度 長岡京市男女共同参画センター事業計画」
  - 資料 11 「長岡京市男女共同参画推進条例啓発冊子 Dreams come true (改訂案)」
- 参考資料 前回意識調査票

1. 開会

(男女共同参画センター所長)

13 名中本日の出席者は 12 名である。長岡京市男女共同参画推進条例施行規則第 8 条第 2 項により、定足数である『委員の過半数』を満たしているため、本会議の成立を報告する。

本日の傍聴者は 3 名。傍聴者には入室いただいている。

(会長挨拶)

先日参議院選挙があり、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行された最初の国政選挙ということで、各政党がどのような候補者を立て、男女比はどうかという点に非常に興味を持ってみていたが、残念ながら法律の主旨をしっかりと理解して候補者を立てている政党が少なかった。制度ができただけではまだ男女共同参画は進まない。しっかりと声を挙げなければいけないことを改めて認識した。

今日は、長岡京市民を代表する皆さま方に、積極的なご議論をいただきますようお願いしたい。

(市長あいさつ)

暑い日が連日続く中、本日の会議へのご出席に対し感謝を申し上げる。

今年度の審議会では、現行の第 6 次計画が、令和 2 年度までの計画となっているので、次期 7 次計画策定に向け、委員の皆様のご意見をお伺いさせていただきたく、諮問をさせ

ていただきたい。

今年度、男女共同参画推進課と女性交流支援センターを組織統合し、男女共同参画センターを新設した。

センター新設に対する思いとして、第6次計画の中にも含まれているが、性の多様性に対する意識が少しずつ広がりつつあるなかで、改めて、多様性を認め合う、分かち合う社会の醸成に向け、さらに踏み出していきたいと考えている。

また、最近では、性だけではなくさまざまな要素も含めたダイバーシティが企業でも重視されるようになってきている。市民やさまざまな事業所も含め、さらにアプローチを進めていきたいと考えている。

この思いの中で、これまでの女性支援という立場から、新たに、男女共同参画センターへと名称変更をさせていただいた。こうした観点を踏まえ、これまでの取り組みの評価をいただき、次の計画に繋げていけるよう皆さま方から闊達なご意見をいただきたい。

ぜひとも有意義なご議論を賜るようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

## 2. 諮問

長岡京市男女共同参画推進条例第8条第2項の規定に基づき、市長から長岡京市男女共同参画計画第7次計画について、諮問。

市長、他公務のため退席。

## 3. 事務局より

○事務局職員の紹介

○配布資料の確認

事前送付資料

資料1～資料6

参考資料

机上配布

次第

委員名簿

資料7～資料11

センターリーフレット、センターNEWS

第6次計画概要版

○進行について

長岡京市男女共同参画推進条例施行規則第8条第1項の規定により、川口会長が進行

#### 4. 審議会の公開について

(事務局から説明)

本市では、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会の公開を原則としている。傍聴者も広報長岡京で募り受付済。会議録も発言者を伏せた形で公開させていただきたい。審議会委員名簿も同様。また、市の事業に関わる事務連絡等に活用するための名簿についても、担当課へ提出する旨ご了承いただきたい。

事務局の提案を全員了承し公開が決定。

#### 5. 案件

##### ■案件(1)長岡京市男女共同参画計画及び第7次計画策定に向けて

(2)令和元年度男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査の実施について

(会長)

案件(1)と(2)は関連があるため、一度に説明いただく。

(事務局から説明)

資料1「長岡京市男女共同参画計画について」、資料2「令和元年男女共同参画に関する市民・事業所意識調査の概要」、資料3「男女共同参画に関する市民意識調査(案)」、資料4「男女共同参画に関する事業所意識調査(案)」について説明。

(各委員の意見(概要)は以下の通り)

《市民意識調査について》

・市民意識調査の回答方法にWEBでの回答は想定しているのか。事業所と同様に市民意識調査もWEB回答を設けた方が回収率増加につながるのでは。

→市民意識調査については、紙媒体で郵送・回収を予定しておりWEBでの回答は想定していない。

・対象数が多い市民意識調査の方が、WEBを使うと効率よく集計できるのではないかと。

→市民の年齢層の幅が広いので、インターネットを活用できる環境の方とそうでない方が

いる。企業はインターネットの活用が一般的なので、WEB 回答の効果が発揮できる。市民の場合、WEB 回答にアクセスできない方がいるという条件があり、紙媒体であればその条件に差がないということで従来通りの回答方法を選択した。

・若い世代は郵送に比べて WEB 回答の方がハードルは低いので、回収率が高まると思う。企業と同様に回答方法を併設した方が回収率も上がり、全体のばらつきがなくなるのではないか。

→今後、市全体で意識調査を実施する際に WEB 媒体の利用を検討していきたいと考えている。今回は、市民調査は紙媒体、事業所調査は WEB 回答も可という方法を選択した。

・資料 3 の P. 11 に企業認証制度の認知の設問に“えるぼしマーク”と“くるみんマーク”が挙げられている。京都府にも“ワーク・ライフ・バランス認証”がある。“えるぼしマーク”と“くるみんマーク”はハードルが高いが、“ワーク・ライフ・バランス認証”は京都府内で、取得している企業があるのではないか。京都独自の認証制度も入れてはどうか。

→京都モデル“ワーク・ライフ・バランス認証”も追加させていただきたい。

・事業所意識調査 資料 4 の P. 6 問 9-3 にも同内容の設問があるので、そちらにも追加してほしい。

→了解

・前回の調査票の回収率は。

→前回調査（平成 26 年度）の回答率は 33.6%。

・もう少し、回答率を上げる方法を考えた方がよい。

→前回は 20 歳以上 2,000 人、今回は 18 歳以上 2,000 人を対象にしており、発送用封筒を色封筒にするなど工夫している。

また、前回は市民意識調査の宛名が、システムの都合上「世帯主様方〇〇様」と記載されており直接本人名宛でなかった。今回は、回答者本人にダイレクトに届く宛名になっている。

・前回調査の回答の年齢構成は。

→年齢構成は、20 代が 9.8%、30 代が 18%、40 代が 19.2%、50 代が 12.2%、60 代が 19.6%、

70代以上が21%となっており、年齢層の高い方の回収率が高かった。

・やはりWEB回答の方が若い年齢層の回収率が上がるのではないかと。今後検討いただきたい。

→今後、市全体としてWEB回答の検討に取り組んでいく。

・前回の回答率33%は低い。返答のなかった人たちに対して督促状を出すことはできないのか。工夫はされているとのことだが、回収率を上げる方法はないのか。

→前回の調査では督促等はしていない。今後の課題として検討したい。

・督促は可能なのか。

→返答のなかった人に対してのみ督促することは、個人を特定できないので不可能である。

・すべての調査内容について、「回答する意思はない」という設問を設けてはどうか。せっかく調査する以上、きちんとした回答をしていただきたい。

→今後、検討させていただく。

・この10月から住民基本台帳に旧姓併記ができることになっているが、今回の設問には書かれていない。今回、夫婦別姓問題を設問に入れる検討はしたか。

→夫婦別姓の内容については検討していない。

#### 《事業所意識調査について》

・事業所への調査は、国の調査と比較できるような形で設問を作っているのか。

→国などが行う調査も参考にさせていただいたが、大企業を想定した内容であり、長岡京市が行う事業所調査は、市内の中小企業も対象としていることから、意識調査のような形で直接的に参照できるものはあまりなかった。「こういうところがあるので、ここの部分で比較してはどうか」という委員の方からのご意見があれば、教えていただきたい。

・中小企業では、特に男性の育休が進まない。企業の理解の促進も含めて具体的などころでこれからの取り組み、施策につながるような調査にしてほしい。

→資料4のP.7の問10で、「仕事と家庭や個人の生活との両立のために、どのような取り

組みを行っていますか。」という設問を設けており、8 ページの間 11 「貴事業所での育児休業制度の利用状況」では男性の利用を問う設問を設定している。

・マタニティ・ハラスメントも問題になっているがどうか。

→資料 4 の P.9 「ハラスメントへの取り組み」では、「職場のハラスメントを防止するためにどのようなことに取り組んでおられますか」という設問を設けている。

・ハラスメントの定義はあるのか。

→市民意識調査については、資料 3 の P.3 にハラスメントの定義を入れている。事業所意識調査にも、同様にハラスメントの定義を入れることとする。

・労働施策総合推進法にパワハラ規制が入って令和 2 年 5 月頃に施行されるが、“パワハラ”の認知度はまだ低いので、行政の方でも“優越的言動問題”を入れておいたほうがよいのではないか。

→今年度は意識調査ということであるため、次年度の計画策定の時に最新の文言を盛り込んでいくことにする。

《まとめ》

(会長)

・以下の 2 点を修正するということでよろしいか。

- ① 市民・事業所調査共に、京都モデル「ワーク・ライフ・バランス認証」を含める。
- ② 事業所意識調査にも、市民意識調査同様にハラスメントの解説を入れる。

→全員、了承

(会長)

修正した調査票については、事務局及び会長の方で確認を行うことでよろしいか。

→全員、了承

■案件（3）長岡京市男女共同参画計画第6次計画の進行管理について

（事務局から説明）

資料5「長岡京市男女共同参画計画 第6次計画 平成30年度 進行管理報告書（案）」、  
資料6「長岡京市男女共同参画計画 第6次計画 平成30年度 事業チェックシート（案）」  
について説明。

（各委員の意見（概要）は次の通り。）

《進行管理報告書について》

・進行管理報告書のP.4活動指標②。「男女共同参画フォーラムで目標値を達成して、若い人が多かった」とある。どのような内容だったのか。

→平成30年度は12月に「人権・男女共同参画フォーラム2018×障がい者児の人権を考える市民のひろば」で、俳優の奥山佳恵さんの講演会「生きてるだけで100点満点！」を開催した。ダウン症のお子さんを育てているという内容から、広く人権、男女共同参画の視点で講演いただいた。「内容がよかった」という感想とともに「男女共同参画意識が深まった」という回答も前年度より多かった。

・進行管理報告書のP.9活動指標⑩。商工会との棲み分けということであったが、男女共同参画で実施する起業支援と商工会で実施する起業支援では段階が違うのではないかという気がする。男女共同参画の視点でセミナーを開いて、実際に起業する方を商工会の支援に繋がられるような連携を中で取る形をとって欲しい。事業の計画をする時に事前に打ち合わせをするなど連携をとってほしい。

→平成27年度から女性の起業・創業と継続就労に向けたセミナーの開催を本市の中でも先駆けて取り組んできた。市商工会、市商工観光課も起業・創業という形でいろいろな支援策を打ち出してきた。平成29年度からは女性交流支援センターと商工観光課、長岡京市商工会の3者で連絡会議を行い、就労支援の循環を作っている。平成30年度からは事業の数を精査しながら、関係機関等へ繋げていくという視点で取り組んでいる。

・進行管理報告書のP.11活動指標⑬。市役所で育休をとった男性が平成30年度1名いるということだが、どれぐらいの期間取得したのか。

→平成30年度、男性職員が1人、8ヶ月間育休を取得した。又、1日2時間を上限に部分休業を取得している男性職員が4名いる。



・進行管理報告書の P. 19。長岡京市における女性の管理職比率は、民間と比べるとかなり高いと思うが、課長補佐、係長から部長次長職になると急に低くなる。その理由は何か。

→平成 10 年度以降から女性の採用が多くなった。採用から約 20 年が経ち、現在 40 歳前後の人達が管理職になってきている。女性管理職の数は去年の 18 人から今年は 26 人になった。今後はもっと増えていくと考えている。

#### 《事業チェックシートについて》

・チェックシート 25 番。事業概要に、「性感染症や薬物を取り入れた学習指導を実施した」とあるが、これは先生が指導したのか、それとも専門家が指導したのか。

→保健体育等の教科での学習のなかで、先生方が指導したものと思われる。

・専門家による教育に子どもが興味を持って素直に話を聞いている様子をテレビで見たのでどうだったのかと思った。専門的な分野であれば先生の負担も大きくなるだろう。専門家からの教育は効果的であると考えている。

・チェックシート 102 番。京都府の防犯メールを読んでいるが、長岡京市では大きな事件などの情報をみないように思うが、長岡京市内で危険な場所はわかるのか。防犯カメラはこのような情報を基に設置していると思われるが、警察との協力関係で場所を決定したのか。

→長岡京市で何か事件があった場合、事前に登録をしておけば京都府の防災・防犯情報メールで市民の皆さんに情報が配信されるようになっている。防犯カメラは、1つの校区に 20 台ぐらいずつ設置しており、設置場所は校区の自治会に相談している。

・校区でどこに設置するかは、誰が決めているのか。

→基本的には地元である。自治会を中心にご意見をいただき、警察と相談して決めている。

・長岡京市は事件が少ないように思う。公然わいせつや肉体的な接触などのケースはないか。

→特に大きな事件になるようなものはない。小さなことで防犯メールが送られることはあるが、回数は少ない。京都府の安全メールで不特定多数の方に知らせるような内容のものではない。各校区の中で不審者がいるなどの場合は個々に注意をしてもらう。そのようなケースは多々ある。

→「小学生が知らない人から声をかけられて保護者から学校に連絡があった」というような声かけ事象や、「カメラを向けられた」というような事象は時折聞いている。近隣で目撃情報などがあれば、学校内のメール配信で注意喚起を行うが、小さな事象は子どもが学校に通っていない人にまでは届かない。

・「防犯行動計画」の推進のところに、危険場所がどこか市民にわかるようにしてはどうか。

→小学校の登下校時の見守りを行っているが、危険な場所の特定はなかなか難しい。犯罪が同じ場所で起こるとは限らない。

(事務局)

「平成 30 年度事業チェックシート (案)」に審議会から意見付与はないか。

・チェックシート 4 番。ダブルケアに取り組まれたということだが、昨今も晩婚化、晩産化しており、今後ますますダブルケアが重要になってくると思う。反響はどうだったのか教えてほしい。

→平成 30 年度の男女共同参画週間事業でダブルケアを取り上げ、「今の少子高齢化、晩婚化の中でさまざまなケア状態が家族に覆い被ってくるのが現状である」ということで、講演会でお話をさせていただいたが、参加される市民の数は少なかった。

・集客は難しいのかもしれないが、ニーズがないわけではない。今後、いざという時に知識があるとないとは大分違うと思う。

☞**チェックシート 4 番 今後もダブルケアの取り組みを進めてほしいとの意見を付す。**

・チェックシート 25 番。先ほども専門家に関するお話が出たが、性に関する指導の充実をぜひ進めてほしい。セクハラ問題の事案を担当すると、加害者は子どもの時に正しい性教育を受けていない場合が多いように思う。メディアからの誤った情報の影響が大きいと感じる。幼少期からの性的な教育は重要である。また先ほど意見があったように、専門家からの教育も大事である。教職員が子どもへの性教育に対して長けていないという話も聞く。現職の教職員対象に、年齢に応じた性教育の研修を同時に進めてほしい。

→性教育は、学年ごとのカリキュラムをもっている。学校における専門家である養護教諭と一緒に担当教諭が指導する。薬物乱用の啓発は夏休み前にやるべきだという考えで、どの学校も 6 年生に、保護者啓発も兼ねて警察と協力して行っている。今はネット環境で、

親の知らないところで情報に触れている。学校では保健の授業で取り組むが、いろいろな場面でやらないといけないと思っている。LGBT も学校で教えないといけない。6年生に必ず性の多様性を学ぶ機会をもっている。

また、小学校1年生には、「授業中は男の子も女の子も“さん”付けで呼びましょう」と学校で言っている。自分の性自認は小学生時代から始まる。不用意な発言でひどく傷つけているなど、「大人を信用して話をしたらいけない」と思わせてしまうような場面が実際にある。学校の中では、「不必要な区別はするべきではない。それが差別に繋がるのではないか」ということで取り組みを始めている。

- ・教職員も子どもにどのように伝えていいのか悩まれていると思う。教職員にも研修をして欲しい。事業概要では「年間を通じて小中学校で児童生徒を対象に」ということだが、ここに教職員も入れてはどうか。

- ・薬物について。長岡京市では、具体的にはどういう薬物に注意を払っているのか。

→京都市で小学生が大麻と接触したという事件は他人事ではないと感じている。大麻等の様々な薬物に対する注意喚起を行っている。

- ・京都にある指定暴力団の収入源は覚せい剤であり、中学生にも覚せい剤汚染が及んでいる事案も聞く。覚せい剤被害は影響が大きいので、力を入れてほしい。

☞**チェックシート 25 番 性に関する指導について、教員対象の研修機会の充実を意見として付す。**

- ・チェックシート 72 番。学校での LGBT への相談体制の充実に、小学校は 6 校と書いてある。これは 4 校と合わせて長岡京市の小学校が 10 校ということか。

→教職員への研修をしたのが 6 校、実際に児童への学習をしたのが 4 校ということなので、合わせて 10 校という意味ではない。

- ・「次年度は、更に多くの学校で教職員研修を実施していきたい」と書いてある。できれば全校でやっていただきたい

☞**チェックシート 72 番 LGBT の教職員向けの研修を全校へ拡充してほしい旨を意見として付す。**

- ・チェックシート 76 番。病児・病後児保育サービスの充実について、利用できる施設数 2 か所とあるが、実際の利用率も併せて書いてほしい。

→病児・病後児保育については、審議会の意見として、実際の利用率について担当課にチェックシートに数値を入れてもらうように伝える。

・病児・病後児保育の充実は大切だが、子どもが病気の際は、保護者が子どものために、安心して休めるような職場環境の啓発が必要である。

☞チェックシート 76 番 病児・病後児保育サービスについて、利用率も併せて記載してほしい旨を意見として付す。

・チェックシート 100 番。マタニティ・ハラスメントに特化した啓発があればよい。育休を取り働き続ける人が増えたが、最近、育休復帰後に転勤になったという話を聞いた。事業所への啓発であれば、商工会を通じ、啓発活動を行うといいのでは。

→今年度、事業所向けに取組みを考えている。その中でそういった内容を検討していきたい。

・ハラスメントの定義について。基本目標「あらゆる暴力の根絶」よりも、具体的施策の方が幅広い定義として捉えられる。体系の整理をした方がよいのではないか。

→ハラスメントについては、「あらゆる暴力の根絶」にセクシュアル・ハラスメント等が紐づいており、働く環境としては、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントが含まれる。このような問題等に対する対応は今後ますます必要になってくると考えている。課題も含め、7次計画ではよりわかりやすくなるよう、整理したい。

☞チェックシート 100 番 市内事業所に向け、マタニティ・ハラスメントに特化した啓発を行ってほしい旨を意見として付す。

《まとめ》

(会長)

・いろいろな意見が出た。どのような文言で意見付与するかについては、会長と事務局に一任いただいてよろしいか。

→全員、了承

(会長)

・「平成 30 年度 進行管理報告書 (案)」「平成 30 年度 事業チェックシート (案)」は承認でよろしいか。

→全員、了承

■案件 (4) 長岡京市男女共同参画センターの愛称について

(事務局から説明)

資料 7「長岡京市男女共同参画センターの愛称について」について説明。

(各委員の意見 (概要) は以下の通り。)

・“いこ～る”と“いこ～るプラス”は、別ものと考えていいのか？ 両方一度に使うのか？

→応募としては“いこ～る”と“いこ～るプラス”が寄せられた。

→“いこ～る”は、すでに男女共同参画フロアの名称として使われている。

“いこ～る”には、「平等」という意味があるので、現行の男女共同参画フロアの機能に、プラスアルファの意味を持たせるという意味で捉えている。

(会長)

“いこ～る”と“いこ～るプラス”どちらかを選択して採用するという認識でよいか？

→はい。そのとおりである。

・“いこ～る”は、既に、多世代交流ふれあいセンター内の男女共同参画フロアの名称として使われている。同じ名称であると、多世代交流ふれあいセンターと男女共同参画センターと混同すると思われる。

→男女共同参画フロアは、“いこ～る”、男女共同参画センターは“いこ～るプラス”と区別させていただきたい。

・愛称名は、審議会で意見を聞いたうえで、事務局で決めるということによいか。

→はい。そのとおりである。

(会長)

・「長岡京市男女共同参画センターの愛称」について、その他意見はないか？この中から選ぶということによろしいか。

→全員、了承

## 6. 報告

### ■報告 (1) 長岡京市男女共同参画施策について

(事務局から説明)

資料 8「長岡京市男女共同参画推進課事業報告」、資料 9「平成 30 年度 長岡京市女性交流支援センター事業報告」、資料 10「令和元年度 長岡京市男女共同参画センター事業計画」について報告。

各委員の質問（概要）は以下の通り。

・資料 10。「職員体制」のところに再任用とある。これは定年を迎えた後でもう 1 回役所で雇用する人。また、臨時職員とあるが、長岡京市の臨時職員には勤務形態や身分的なものでどのような定義があるのか。

→勤務体系として、時間等については個々に任用している。

・地方公務員法の臨時職員ではないのか。

→もちろん地方公務員法の適用のある職員である。

・地方公務員法での臨時職員というのは、常勤の職員が欠けた時に入れるものである。

→現在は、産休育休の代替も、仕事がオーバーフローしている部分に雇うのも臨時職員である。

・長岡京市は、嘱託という名前ではなくて、臨時職員というのか。

→嘱託職員もいる。嘱託職員は専門性を持つ職員。育休・産休・代替は臨時職員で対応している。

・臨時職員は、パートタイムだと思えばいいのか。

→その理解でよい。

## ■報告 (2) 男女共同参画推進条例啓発冊子 Dreams come true 改訂について

(事務局から説明)

資料 11 「長岡京市男女共同参画推進条例啓発冊子 Dreams come true」について説明。

(各委員の意見(概要)は以下の通り。)

・国連の SDGs との関連を入れたらどうか。ジェンダーに関することもある。

→持続可能な社会の目標の 5 番目にジェンダー平等が入っているので、含めるよう修正を行う。

・カミングアウトのところでも 1 か所「セクシュアルティ」になっている。

→修正を行う。

・冊子は、それぞれ見開きで完結しているので読みやすいが、「4. 暴力について考えよう!!」だけが 3 ページになっている。「5. 自分の未来を想像してみましよう!!」はもう少し内容があってもよいと思う。

→構成を検討し、なるべく見開きで完結するように修正を行う。

・LGBT のページで、カミングアウトは、「相手を信頼している証です」で終わってしまっている。その後に、「だから、好意的に受け止めましよう」や「誠実に受け止めましよう」など、あるべき方向性を入れる方が、中学生にはわかりやすいのでは。

→もう一文プラスし、修正を行う。

6. その他

今後の審議会の予定を説明。

7. 閉会

対話推進部長より挨拶後、閉会。